

議員提出議案第4号

精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象と
することを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年6月20日

墨田区議会議長

沖山 仁 様

提出者	墨田区議会議員	田中 邦友
	同	福田 はるみ
	同	加藤 拓
	同	坂井 ユカコ
	同	加納 進
	同	とも 宣子
	同	高柳 東彦
	同	西村 孝幸
	同	堀 よしあき

精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることを求める意見書

我が国は、平成26年1月に障害に基づくあらゆる差別を禁止する障害者権利条約を批准し、その後、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に障害者差別解消法を施行しました。同法では、「障害者」の定義として、身体障害者、知的障害者、精神障害者等を掲げ、地方自治体は同法の趣旨にのっとり、必要な施策を策定・実施しなければならないものとされています。

一方、東京都では、精神障害者について、自立支援医療（精神通院医療）制度など一定の医療費負担軽減制度はありますが、東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）においては、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者（内部障害は3級以上）又は愛の手帳1度・2度の知的障害者を対象としており、精神障害者は対象外としています。このため、精神障害者及びその御家族にとって、医療費は大きな負担となっているのが現状です。

このまま精神障害者を本制度の対象外としておくことは、精神障害者の自立や社会参加の促進の妨げとなります。誰もが分け隔てなく共生する社会を実現するためには、障害の種別を問わず、必要な医療を受けることができる制度の充実が求められています。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、早期に精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とするよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年6月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて